原判決を左のとおり変更する。

被控訴人等は、被控訴人Aにおいて控訴人より金二十万五千二百七十円 の支払を受けると同時に、控訴人に対し東京都中央区a1町b2丁目c1番のd1 所在木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建店舖一棟建坪六坪二階七坪をその敷地九坪と共に 明に渡し、且つ被控訴人Aは、控訴人に対し昭和二十四年十二月十九日以降右敷地 明渡済に至るまで、一ケ月金十一円二十五銭の割合による金員を支払え。 控訴人をの余の請求は、これを棄却する。

訴訟費用中第一審において生じた分は控訴人の負担、第二審において生 じた分はこれを五分し、その一を被控訴人等その余を控訴人の各負担とする。 主文第二項第四項は金七万円の担保を立てることを条件として仮に執行 することができる。

「原判決を取り消す。被控訴人等は控訴人に対し、主文掲記の建 控訴代理人は、 物より退去し、被控訴人Aは右建物を収去してその敷地九坪を明け渡せ。被控訴人 Aは控訴人に対し、昭和十八年九月一日より昭和二十一年九月三十日まで一ケ月金 七円二十八銭、何年十月一日より右敷地明渡済に至るまで一ケ月金十一円二 の各割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審共被控訴人等の負担とす る。」との判決並びに担保を条件とする仮執行宣言を求め、被控訴代理人は、控訴 棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の供述は、左の点を附加する外、原判決事実摘示と同一であ るから、これを引用する。

控訴人の主張

- 被控訴人等は、控訴人が原審で主張した通り、本件土地占有につき賃借 権その他正当なる権限を有せざるものであるが、仮に右主張が認められないものと しても、控訴人は、昭和二十三年十二月十八日付書面を以て被控訴人Aに対し、万 ー本件土地の賃貸借契約が存続するものとすれば、控訴人は閉鎖機関令第十三条の 規定に基き、右賃貸借契約を解除する旨通告し、右書面は即日同被控訴人に到達したので、爾後一年の経過によ、昭和二十四年十二月十八日限り賃貸借な終了し、被 控訴人等は本件土地占有の権限を失うに至ったのである。(二)而して右事由は第一審の判決後に生じたものであるから、控訴人はこれを第一審において主張するに 由なく、控訴人の故意又は重大なる過失に基いてその提出が遅れたのではない。又 この主張によつて何等訴訟の完結を遅延せしめる恐はないのである。控訴人は、 二審を通じ、被控訴人等に本件土地を使用すべき正当の権限がないことを理由 として所有権に基き土地の明渡を求めているのであつて、前記事実は、控訴審の段 階において新に発生した一の攻撃方法としてこれを主張するに過ぎないから、この
- 間において制に発生した一の数事方法としてこれで工張するに過せないがら、この間控訴人に懈怠の責なき以上、右訴訟資料の提出を許さずとする理由はない。 (二) 閉鎖機関令第十三条は、閉鎖機関の特殊清算の目的を達成する為めに置かれた規定であつて、その適用を閉鎖機関が借主たる賃貸借に限定すべき根拠はなく、解約申入により爾後一年の経過と共に賃貸借は当然に終けし、借地人の継続使用に 対し特に異議を述べたくとも、新に賃借権の発生する余地はないのである(控訴人 が本件訴訟の遂行により被控訴人の土地使用に異議を述べていることはいうまでも ないが)又控訴入が特殊清算の必要上同令の規定に基き賃貸借を解除した以上、 れ自体正当の理由があるものであって、他に何等か明渡を求める理由を必要とする のではない。(三)借地法第四条の定める建物買取請求権は、賃貸借が期間満了に より消滅した場合借地人に与えられる権利であつて、本件の如く法規に基く解約の 場合には建物買取請求権の発生する余地はたく、被控訴人の買取請求の主張並びに 留置権の抗弁は失当である。仮に右抗弁が認められる場合には、控訴人は代金の支 払と引換に建物並びに敷地の引渡を求め且つ被控訴人Aより本件土地使用に基く賃 料相当額の利得の返還を求めるものである。

被控訴人等の主張、

(一) 控訴人より昭和二十三年十二月十八日被控訴人Aに対し、閉鎖機関令第十三条に基く解約申入の意思表示が為されたことは認める。(二) 然したがら控訴 人は昭和二十三年十月三十日第一審で敗訴判決の言渡を受けるや、これに対し控訴 申立をして時を稼ぎつつ、その間右の如く閉鎖機関令の規定を援用して解約の通知 を為し、一年の経過をまつて昭和二十五年一月二十八日の本件口頭弁論期日に至り 予備的主張として右解約の事実を主張するに至つたのである。以上の経過に照す も、かくの如きは訴訟の迅速処理を害すること甚しきものであり、時機に遅れた攻 撃方法として却下せられるべきである。(三)控訴審において第一審で主張しない新な請求原因を追加することは、本来無条件には許されたいところであつて、このことは民事訴訟法第三百七十七条第一項第三百八十二条第一項の各規定の趣旨に審級制度の精神に徴し明かである。しかるに控訴人は第一審では期間満了による賃貸借の終了を主張し、これが排斥されるや当審で新に前記契約解除なる予備的主張を為すに至つたのであるから、右主張は被控訴人の同意なき限り許さるべきでい。(四)閉鎖機関令第十三条の制定理由は、閉鎖機関の迅速なる清算結了をおい。(四)閉鎖機関令第十三条の制定理由は、閉鎖機関の迅速なる清算結了を制とするにあるけれども、同条は閉鎖機関が借主であつて借用中の土地又は建物が下間にた為め、これが返還を必要とする場合、賃貸借契約を解除して将来の賃貸人たる場合には同条の適用はない。

証拠として、控訴代理人は、甲第一ないし第七号証第八、九号証の各一、二を提出し、 原審証人B、Cの各証言を援用し、乙第四号証の成立は不知、爾余の乙号各証の成立をに認めると述べ、被控訴代理人は、乙第一ないし第三号証の各一、二第四号証第四号証を提出し、原審における被控訴本人D尋問の結果並びに当審における鑑定人Eの鑑定の結果を援用し、甲号各証の成立を認めた。

理 由

本件土地九坪を含む東京都中央区 a 1 町 b 2 丁目 c 1 番の d 1 宅地百八十一坪八合二勺が元訴外Fの所有にかかり、これが訴外株式会社金原銀行を経て昭和十七年九月三日訴外株式会社三菱銀行に同銀行より昭和十九年四月七日控訴人株式会社と銀行に、順次その所有権が移転せられ、その都度所有権取得登記を経由したこと、被控訴人Aが本有土地九坪の上に控訴人主張の木造二階建店舗一棟を所有もと、被控訴人Dは右建物に居住して各その敷地を占有していることは、本件各当事者に争がない。而して当裁判所は原審と同様、原判決の挙示する証拠に基き、右Fとされ、昭和十八年八月三十一日期間満了の際、賃貸人たる株式会社三菱銀行において、昭和十八年八月三十一日期間満了の際、賃貸借は更新され、これが控訴と北地の継続使用につき異議を述べなかつた為め、賃貸借は更新され、これが控訴と「承継されるに至つたものと認定したので、この部分につきここに原判決の理由を引用する。

次に、閉鎖機関に指定された控訴人が、昭和二十三年十二月十八日付即日到達の書面を以て被控訴人Aに対し、閉鎖機関令第十三条の規定に基いて本件土地の賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたことは被控訴人等の認めるところであるが、被訴審における反訴提起の制限その他審級制度の精神に照する、控訴審では相手方の同意なくしてこれを提出することは許されぬと主張するの、先づこの点につき判断する。控訴人は第一審においては本件土地の賃貸借は期間満了によつて終了し、被控訴人Aの賃借権は消滅したものと信じ、それのみ主張したのであるが、その主張が容認されなかつたので、当審に至り予備的に閉鎖機関令第十三条に基く解約の申入を為し、これによつても賃貸借は終了したことを主張

するものであるところ、右訴訟の経過に徴するも、控訴人が第一審において主張サすに当審においてかかる新なる攻撃方法を提出することにつき、控訴人に訴訟の延を計らんとする如き故意若くはその責に帰すべき重大なる過失があつたものとは断じ難く、且つその主張を許すことにより訴訟の完結が甚しく遅滞するものとも認めることはできほい。而して控訴審は第一審の続審であり、第一審の弁論及び証拠の当否を再審査する手続であり、訴訟の遅延防止の為め民事訴訟法第百三十九条第二百五十五条等による制限を受けざる限り、控訴審においても口頭弁論の終結に至るまで新資料の提出が許されることは多く説くまでもないから(同法第百三七十八条)、この点に関する被控訴人等の主張は固より失当である。よつて被控訴人等の前記主張は凡てこれを採用し難い。

〈要旨第一〉次に閉鎖機関令第十三条は、閉鎖機関の迅速なる清算の結了を図る為 め、閉鎖機関を当事者とする賃貸借で</要旨第一>指定時に現存するものについて は、賃貸借期間の定がある場合においても、特殊清算人は民法第六百十七条の規定により解約申入を為すしことができる旨を規定し、特に閉鎖機関が賃借人たると賃貸人たるとその場合を区別していないのである。閉鎖機関が賃貸人たるときと雖も、解約によって継続的たる法律関係の拘束より脱し、その所有不動産を換価処分 する上の障碍を除去して、急速なる清算の遂行に資する必要のあることは明かであるから、同条の適用を閉鎖機関が賃借人たる場合に限定すべき理由はない。このこ とは同令制定に先き立ち一九四六年十月五日付を以て連合国最高司令部より日本国 政府に対して発せられた「閉鎖機関対金融緊急措置に関する覚書」の第二項dに 「閉鎖時に未履行の契約及び協定はすべて連合国最高司令官による別途の指示のな い限り廃棄されたものと看做される」とあるによつても疑のないところである。右 の如き同令の制定趣旨に鑑れば、特殊清算人が右規定に基き賃貸借を解除した以 上、民法第六百十七条に定める一年の期間の経過により、賃貸借は当然に終了すべ 賃借人の土地継続使用に対し特殊清算人より遅滞なく異議を述べないとき〈要旨 第二〉と雖も、賃貸借は更新されることなきものと解するを相当とする。土地に賃借権が附着し、地上に賃借人の所</要旨第二>有建物が存するときは、土地所有者がこ れを借地権付のままで相当対価を以て売却処分しようとしても、適当なる買手をよめることは事実上至難であり、為めに清算事務の進捗は阻害せられる結果となるの で、特殊清算人が清算の必要上閉鎖機関令によって与えられた解約権を行使し、賃 貸土地の明渡を求めんとする場合には、借地法第六条の適用を見る余地はなく 明渡の請求を為すにつき他の何等か特別の事由あることを必要とするものではな い。これが為めに賃借人が各種の不利益を蒙ることがあつても止むを得ないところ であつて、同令第十六条はこの場合各当事者は相手方に対し解約によつて生じた損 害の賠償を請求することができないと規定しているのである。被控訴人等は控訴人 の為した解約の申入は権利の濫用であつて法律上無効であると抗争するけれども、 控訴人が事実上その必要がないのに拘らず、単に被控訴人等に損害を加える目的を 以て右解約権を行使したような形跡はこれを窺い知ることはできないので、右主張

されば控訴人の被控訴人等に対する本訴請求は右認定の範囲においてこれを正当として認容し、その余は失当につきこれを棄却すべく、よつてこれと符合せざるに至つた原判決を変更し、民事訴訟法第九十六条第九十二条第九十三条第百九十六条に則り、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大江保直 判事 梅原松次郎 判事 奥野利一)